

5 - 1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

(17) 申告・課税状況

区 分		申 告 状 況		課 税 状 況	
		相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額	外	人 -	千円 -	人 -	千円 -
		9,502	448,005,380	8,420	413,909,367
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	258	6,001,424	234	5,687,323
	債 務 控 除 額	5,084	27,790,485	4,477	24,015,585
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	1,232	4,389,932	1,160	4,157,003
課 税 価 格		9,535	430,606,251	8,459	399,738,108
相 続 税 額	算 出 税 額	8,829	56,283,409	8,418	55,189,450
	2 割 加 算 額	1,140	1,221,142	1,127	1,206,367
	計	実 8,829	57,504,551	実 8,418	56,395,817
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	306	286,655	289	272,378
	配 偶 者	1,439	9,457,839	1,245	8,332,055
	未 成 年 者	37	16,190	28	12,204
	障 害 者	421	536,918	247	398,136
	相 次 相 続	326	710,694	259	494,584
	外 国 税 額	-	-	-	-
	計	実 2,390	11,008,295	実 1,961	9,509,357
差 引 税 額				7,201	46,886,460
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額				50	276,000
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額				-	-
小 計				7,195	46,610,460
農 地 等 納 税 猶 予 税 額				25	180,606
株 式 等 納 税 猶 予 税 額				-	-
特 例 株 式 等 納 税 猶 予 税 額				13	1,513,181
山 林 納 税 猶 予 税 額				-	-
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額				-	-
美 術 品 納 税 猶 予 税 額				-	-
事 業 用 資 産 納 税 猶 予 税 額				-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額			7,193	44,959,629
	還 付 税 額			13	20,682
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額				-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		3,858	178,524,000	3,325	152,832,000

調査対象等： 「申告状況」は、令和5年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和6年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和5年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和6年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
令和元年分	7,798	325,316,685	38,553,379	9,270,282	3,084
令和2年分	7,956	332,205,098	38,142,467	9,499,815	3,194
令和3年分	8,355	370,814,461	45,600,688	9,943,666	3,419
令和4年分	10,051	431,016,750	53,937,360	12,838,547	4,023
令和5年分	9,535	430,606,251	57,504,551	11,008,295	3,858

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
令和元年分	6,805	298,198,953	37,826,277	8,455,243	2,593
令和2年分	6,963	303,489,829	37,220,345	8,350,237	2,692
令和3年分	7,370	341,379,971	44,350,597	8,244,150	2,912
令和4年分	8,852	398,790,279	52,815,950	11,450,759	3,450
令和5年分	8,459	399,738,108	56,395,817	9,509,357	3,325

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円
令和元年分	5,798	28,800,066	12	26,568
令和2年分	5,855	28,119,748	9	12,449
令和3年分	6,266	34,459,170	8	12,939
令和4年分	7,539	39,642,006	13	30,605
令和5年分	7,193	44,959,629	13	20,682

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	申 告 状 況			課 税 状 況			納 付 税 額		還 付 税 額	
	課 税 価 格		被相続人 の数	課 税 価 格		被相続人 の数	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	相続人の数	金 額		相続人の数	金 額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
富 山	1,391	62,619,722	598	1,211	57,030,414	508	1,028	7,231,766	3	3,941
高 岡	916	46,990,479	383	826	44,027,479	331	695	5,781,256	1	542
魚 津	684	27,578,475	288	630	25,908,575	259	535	2,083,738	1	3,011
砺 波	481	22,781,986	195	454	21,590,356	180	380	2,386,850	1	7,511
富 山 県 計	3,472	159,970,662	1,464	3,121	148,556,824	1,278	2,638	17,483,609	6	15,004
金 沢	1,994	99,536,593	785	1,716	92,468,935	660	1,490	11,784,838	4	2,479
七 尾	183	6,807,963	82	156	5,964,459	68	130	408,570	-	-
小 松	609	25,089,067	228	569	23,757,690	204	480	2,326,164	1	1,000
輪 島	120	4,618,193	47	108	4,337,638	42	97	366,202	-	-
松 任	492	20,781,505	203	425	19,024,768	170	351	1,753,135	-	-
石 川 県 計	3,398	156,833,321	1,345	2,974	145,553,490	1,144	2,548	16,638,909	5	3,479
福 井	1,238	52,193,307	472	1,099	48,747,629	405	945	4,883,294	-	-
敦 賀	222	8,445,073	89	189	7,316,313	73	163	611,889	1	641
武 生	605	25,050,265	234	530	22,965,594	200	444	1,808,251	-	-
小 浜	142	5,588,627	51	122	5,153,915	43	104	550,088	1	1,558
大 野	158	6,879,861	70	149	6,543,688	64	126	654,349	-	-
三 国	300	15,645,135	133	275	14,900,655	118	225	2,329,240	-	-
福 井 県 計	2,665	113,802,268	1,049	2,364	105,627,794	903	2,007	10,837,111	2	2,198
総 計	9,535	430,606,251	3,858	8,459	399,738,108	3,325	7,193	44,959,629	13	20,682

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 8,461	千円 399,163,913	人 7,191	千円 45,227,944	人 3,325
	修正申告による増差額	57	632,716	105	144,540	47
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	17 △	58,521	30 △	412,855	16
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 8,459	399,738,108	実 7,193	44,959,629	実 3,325
過 年 分	申 告 額	183	6,367,034	160	695,149	94
	修正申告による増差額	541	5,296,038	797	1,091,525	350
	更正による増差額	5	52,026	5	6,701	2
	更正等による減差額	149 △	1,339,553	198 △	430,419	100
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 871	10,375,545	実 1,151	1,362,955	実 481
合 計	申 告 額	8,644	405,530,947	7,351	45,923,093	3,419
	修正申告による増差額	598	5,928,754	902	1,236,065	397
	更正による増差額	5	52,026	5	6,701	2
	更正等による減差額	166 △	1,398,074	228 △	843,274	116
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 9,330	410,113,653	実 8,344	46,322,584	実 3,806

調査対象等： 「本年分」は、令和5年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和6年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、令和4年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和5年11月1日から令和6年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、令和3年以前に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 34	千円 4,084	人 -	千円 -
過 年 分	415	70,599	130	30,097	36	42,322
合 計	415	70,599	164	34,181	36	42,322

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

５－２ 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	千円	人
５千万円以下	626	26,110,886	536,201	162,214	168,465	1,356
５千万円超	1,974	138,648,822	1,580,697	1,199,220	4,565,372	5,322
１億円 "	892	119,866,003	807,320	1,201,120	9,795,525	2,613
２億円 "	198	47,180,579	624,784	482,438	6,051,644	645
３億円 "	110	42,051,016	715,426	464,727	7,632,276	356
５億円 "	23	13,587,871	313,680	357,344	3,003,946	71
７億円 "	18	14,778,448	－	261,224	4,302,639	56
１０億円 "	14	18,868,292	502,219	270,233	6,166,551	36
２０億円 "	1	2,147,876	－	－	473,217	3
３０億円 "	2	6,947,136	707,140	－	3,068,310	6
５０億円 "	－	－	－	－	－	－
７０億円 "	－	－	－	－	－	－
１００億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	3,858	430,186,929	5,787,467	4,398,520	45,227,944	10,464

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	千円	人
５千万円以下	343	15,216,073	319,542	97,176	168,465	612
５千万円超	1,781	125,992,029	1,483,255	1,049,708	4,565,372	4,645
１億円 "	838	113,090,531	807,320	1,182,741	9,795,525	2,423
２億円 "	195	46,484,641	624,784	482,438	6,051,644	639
３億円 "	110	42,051,016	715,426	464,727	7,632,276	356
５億円 "	23	13,587,871	313,680	357,344	3,003,946	71
７億円 "	18	14,778,448	－	261,224	4,302,639	56
１０億円 "	14	18,868,292	502,219	270,233	6,166,551	36
２０億円 "	1	2,147,876	－	－	473,217	3
３０億円 "	2	6,947,136	707,140	－	3,068,310	6
５０億円 "	－	－	－	－	－	－
７０億円 "	－	－	－	－	－	－
１００億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	3,325	399,163,913	5,473,366	4,165,591	45,227,944	8,847

調査対象等： 「申告状況」は、令和５年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和６年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和５年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和６年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「５－１ 申告・課税状況」と「５－２ 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	人数	申告状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下		5人	150人	251人	181人	35人	3人	1人	-	-	-	-	-
5千万円超		5人	230人	644人	732人	274人	59人	13人	10人	-	5人	1人	1人
1億円〃		2人	100人	235人	315人	171人	40人	15人	5人	2人	3人	2人	2人
2億円〃		-	16人	30人	89人	44人	9人	4人	2人	-	2人	-	2人
3億円〃		1人	5人	23人	36人	32人	10人	2人	1人	-	-	-	-
5億円〃		-	-	4人	14人	4人	1人	-	-	-	-	-	-
7億円〃		1人	1人	2人	9人	2人	2人	1人	-	-	-	-	-
10億円〃		1人	1人	6人	3人	2人	-	1人	-	-	-	-	-
20億円〃		-	-	-	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃		-	-	-	2人	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		15人	503人	1,195人	1,382人	564人	124人	37人	18人	2人	10人	3人	5人

課税価格階級	人数	課税状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下		4人	122人	165人	50人	1人	-	1人	-	-	-	-	-
5千万円超		5人	227人	614人	649人	224人	43人	7人	9人	-	3人	-	-
1億円〃		2人	95人	225人	299人	158人	36人	12人	4人	2人	3人	-	2人
2億円〃		-	14人	30人	89人	43人	9人	4人	2人	-	2人	-	2人
3億円〃		1人	5人	23人	36人	32人	10人	2人	1人	-	-	-	-
5億円〃		-	-	4人	14人	4人	1人	-	-	-	-	-	-
7億円〃		1人	1人	2人	9人	2人	2人	1人	-	-	-	-	-
10億円〃		1人	1人	6人	3人	2人	-	1人	-	-	-	-	-
20億円〃		-	-	-	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃		-	-	-	2人	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		14人	465人	1,069人	1,152人	466人	101人	28人	16人	2人	8人	-	4人

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況	
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人 1,241	千円 16,418,465	人 1,093	千円 15,050,752
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	870	4,258,973	770	3,944,035
	宅地（借地権を含む。） （内 配偶者居住権に基づく敷地利用権）	3,331	79,436,755	2,855	72,587,239
	山林	32	110,751	28	104,530
	その他の土地	678	441,225	597	397,133
		805	7,570,842	713	6,801,107
	計	実 3,392	108,126,260	実 2,910	98,780,266
家屋、構築物 （内 配偶者居住権）		3,254	23,659,544	2,797	21,000,847
		内 32	125,386	内 26	115,195
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	288	956,576	255	883,466
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	57	201,117	49	194,067
	売掛金	77	180,692	68	149,525
	その他の財産	158	508,233	144	471,860
	計	実 396	1,846,618	実 352	1,698,918
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	418	13,110,650	370	12,600,501
	同上以外の株式及び出資	2,419	32,253,274	2,121	30,501,676
	公債及び社債	366	6,391,218	332	6,034,660
	投資・貸付信託受益証券	1,172	19,092,599	1,050	18,166,139
	計	実 2,809	70,847,740	実 2,449	67,302,976
現金、預貯金等		3,849	186,141,114	3,319	171,881,991
家庭用財産		2,262	954,694	1,952	838,926
その他の財産	生命保険金等	1,353	24,854,373	1,237	23,120,324
	退職手当金等	156	3,527,367	135	3,266,442
	立木	127	88,650	115	82,439
	その他の	3,253	27,756,177	2,846	25,567,575
	計	実 3,436	56,226,567	実 3,001	52,036,780
合 計		実 3,857	447,802,538	実 3,324	413,540,704
相続時精算課税適用財産価額		200	5,787,467	179	5,473,366
債務等	債 務	3,476	21,775,112	3,029	18,806,588
	葬 式 費 用	3,784	6,026,484	3,273	5,209,160
	計	実 3,817	27,801,595	実 3,298	24,015,748
差引純資産価額		3,858	425,788,409	3,325	394,998,322
暦年課税分贈与財産価額		779	4,398,520	724	4,165,591
課 税 価 格		3,858	430,186,929	3,325	399,163,913

調査対象等： 「申告状況」は、令和5年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和6年10月31日までの申告による課税実績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和5年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和6年10月31日までの申告による課税実績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- （注） 1 「5－1 申告・課税状況」と「5－3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。